

## 国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

## IFRS 基準書「金利指標改革 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の修正)」の解説

ASBJ 専門研究員 えんどう かずと  
遠藤 和人

## I. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2019 年 9 月 26 日に、「金利指標改革 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の修正)」(以下「本基準書」という。)を公表した。本稿では、本基準書が公表された背景及び概要について解説する。なお、本文の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添えておく。

## II. 背景

IBOR<sup>1</sup> などの銀行間取引金利指標は、国際金融市場において重要な役割を果たしており、これらの金利指標は膨大な金額で取引される多様な金融商品の指標となっている。しかし、いくつかの金利指標については一部の金融機関による市場操作が行われ、これによって金利指標に対する信頼性と頑健性が損なわれた。このことを背景に、G20 からの依頼を受けた金融安定

理事会 (FSB) は、いくつかの主要な金利指標を改革する提言を示した報告書を公表した<sup>2</sup>。それ以来、多くの法域では、当局がその提言を導入するための改革に取り組んでおり、一部の法域では、既存の金利指標を、ほぼリスク・フリーの代替的な金利 (代替金利) に置き換える方向で検討が進められている。本基準書では、「金利指標改革」という用語は、IBOR などの既存の金利指標を FSB の提言に基づいた代替金利に市場全体で置き換えること (改革) を指している。

IASB は、一部の金利指標の長期的な存続可能性に関する不確実性の水準が高まっていることに留意し、2018 年に、金利指標改革が財務報告に与える影響を検討するプロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。IASB は利害関係者へのアウトリーチに基づき、財務報告に影響を与える可能性のある論点を以下の 2 つのグループに分類した。

- (1) 既存の金利指標を代替金利に置き換える前の期間における財務報告に影響を与える論点 (置換前の論点)

1 LIBOR、EURIBOR、TIBOR などのインターバンク市場における調達金利の総称として用いられている。

2 報告書「主要な金利指標の改革」は 2014 年 7 月に公表された。この報告書は下記より入手できる。  
[http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r\\_140722.pdf](http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_140722.pdf)

(2) 既存の金利指標を代替金利に置き換える時に財務報告に影響を与える可能性のある論点（置換時の論点）

本基準書は、(1)の論点のみ扱っており、2019年5月に公表された公開草案（以下「2019年公開草案」という。）を経て、今般、最終化されたものである。

### Ⅲ. 概要

本基準書では、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS第39号」という。）のヘッジ会計に関する章において、以下の内容に関するセクションを「特定のヘッジ会計に関する要求事項の適用の一時的な例外」として追加している。これらの例外規定は、金利指標改革の影響を直接に受ける金利リスクのヘッジ関係のみに適用され、その適用は強制される。

以下詳細を解説するが、図表1のうち、(3)以外はIFRS第9号とIAS第39号で実質的に同

（図表1）

	IFRS第9号	IAS第39号
(1)	キャッシュ・フロー・ヘッジについての可能性が非常に高いという要求	
(2)	キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累計額の振替	その他の包括利益で認識した利得又は損失の累計額の振替
(3)	ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の評価	有効性の評価
(4)	ある項目の構成要素をヘッジ対象に指定	金融商品項目のヘッジ対象としての指定
(5)	適用の終了	
(6)	発効日及び経過措置	

じ修正であるため、(3)を除き、IFRS第9号の表記に基づいて解説を行う。なお、(3)についてはIAS第39号に固有の修正があるため、この点について言及する。

また、本基準書では、IFRS第7号「金融商品：開示」を修正して、金利指標改革から生じる不確実性について一定の項目を開示することを要求している。

(1) キャッシュ・フロー・ヘッジについての可能性が非常に高いという要求

IFRS第9号及びIAS第39号は、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて予定取引をヘッジ対象とする場合には、当該取引の発生可能性が非常に高くなければならないことを要求している（IFRS第9号第6.3.3項、IAS第39号第88項(c)）。金利指標改革に伴う不確実性を考慮すると、企業は将来のいずれかの時点で、ヘッジされているIBORに基づく将来キャッシュ・フローが発生すると見込まれなくなったと判断をすることになる可能性がある。この場合、ヘッジ関係の適格要件を満たさなくなり、ヘッジ会計の中止が求められる。

しかし、金利指標改革については、代替金利がどのようなもので、置換がいつ行われるのかについて本基準書公表時点においては決定されておらず、ヘッジ対象及びヘッジ手段の将来キャッシュ・フローの時期及び金額についての不確実性が存在することになる。IASBは、改革の経済的な影響が判明する前のこうした不確実性だけのために、それがなければヘッジ会計が適格となるヘッジ関係について企業がヘッジ会計を中止の処理をすることは、財務諸表利用者には有用な情報を提供するものではないとしている。

したがって、ヘッジ対象が予定取引（又はその構成要素）である場合には、企業は、当該予定取引の可能性が非常に高いかどうかを、ヘッ

じされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないものと仮定して、判定しなければならないものとしている。

## (2) キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累計額の振替

予定取引に関する将来キャッシュ・フローの発生可能性がもはや非常に高いとはいえずヘッジ会計を中止した場合の会計処理は、その後のキャッシュ・フローの発生可能性に応じて以下のとおり定められている（IFRS 第9号第6.5.12項、IAS 第39号第101項(c)）。

- ① ヘッジされたキャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、当該金額を引き続きキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残さなければならない。
- ② ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、当該金額をキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に、直ちに組替調整額として振り替えなければならない。

本基準書では、上記②に該当するかどうかを判定するために、企業は、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないものと仮定しなければならないものとしている。

## (3) ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の評価（IFRS 第9号）／有効性の評価（IAS 第39号）

IFRS 第9号では、ヘッジ関係がヘッジ会計上適格となるのは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係がある場合のみとされている（IFRS 第9号第6.4.1項(c)(i)）。また、IAS 第39号においても、ヘッジが非常に有効であると見込まれる場合のみとされている（IAS 第39号第88項(b)）。これらはいずれも、将来に

向かっての評価を要求している。金利指標改革に伴う不確実性を考慮すると、将来のどこかの時点で、これらのヘッジ会計の適格要件を企業が立証できなくなるという可能性がある。この場合、ヘッジ関係の適格要件を満たさなくなり、ヘッジ会計の中止が求められる。

しかし、前述の予定取引の発生可能性に関する例外規定と同様に、このような金利指標改革の不確実性に伴いヘッジ会計を中止の処理をすることは、財務諸表利用者に有用な情報を提供するものではないとされている。

したがって、企業は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標、あるいはヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が、金利指標改革の結果として変更されないと仮定しなければならないものとしている。

また、現行のIAS 第39号では、上記の要件に加えて、ヘッジが継続的に評価され、指定されていた財務報告期間を通じて、実際に非常に有効であることを要求しており、ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内にあることが求められている（IAS 第39号第88項(e)、AG105項(b)）。2019年公開草案では、この遡及的な評価に対する例外規定の提案はされていなかったが、2019年公開草案に対するコメントでは、遡及的な評価に対する例外措置を設けないと、本基準書が意図した効果を達成しないと多くの意見が聞かれたため、IASBは再審議の中でいくつかのアプローチについて議論を行った。

その結果、最終的に本基準書では、IAS 第39号が要求しているヘッジの遡及的な評価に関する要求事項を満たさないことを理由にヘッジ関係を中止することは要求されないこととされている。

#### (4) ある項目の構成要素をヘッジ対象に指定

IFRS 第9号及びIAS 第39号は、ヘッジ対象として特定のリスク要素を指定することを認めている。この場合、対象となるリスク要素が独立に識別可能であることが要求される(IFRS 第9号第6.3.7項(a)、IAS 第39号第81項)。また、どのリスク要素がヘッジ対象としての指定に適格であるのかを識別する際に、企業は、このようなリスク要素を、そのリスクが関連してヘッジ活動が行われている特定の市場構造の文脈において、関連する事実及び状況の評価をリスクや市場ごとに行うこととされている。現行のIFRS 第9号及びIAS 第39号においては、ベンチマーク金利の変動に起因する公正価値変動についてヘッジされている固定金利の金融商品については、通常、独立に識別可能な構成要素でありヘッジ対象として適格な例として挙げられている(IFRS 第9号B6.3.10項(d)、IAS 第39号AG99F項(a))。

しかし、金利指標改革が金利指標の市場構造に影響を与える場合、リスク要素が独立に識別可能かどうかの企業の判断に影響を与える可能性がある。IASBは、前述の理由と同様に、金利指標改革から生じる不確実性を理由として、現段階でのヘッジ関係の終了は有用な情報を提供しないとしている。

したがって、金利指標改革の影響を受ける金利リスクのベンチマーク要素のヘッジについて、リスク要素が独立して識別可能であることを、ヘッジ関係の開始時のみに適用しなければならないとしている。

なお、本例外は契約上明示されていないリスク要素のみを考慮しているとされている。契約上明示されているリスク要素については、本論点は生じないためである。

また、2019年公開草案に寄せられたコメントを受けて、ヘッジ手段とヘッジ対象の両方が頻繁に変化するという理由でヘッジ関係を頻繁

に改訂する場合(いわゆる「マクロヘッジ」を適用している場合)、「リスク要素が独立して識別可能であること」という要件は当該ヘッジ関係を当初に指定する時のみ適用しなければならない旨が明確化された。

#### (5) 適用の終了

本基準書は、金利指標改革に伴う不確実性に起因する財務報告への影響を考慮して検討されたものである。したがって、本基準書の例外は、こうした不確実性が存在する間のみ利用可能とすることが意図されている。しかし、本基準書では、金利指標改革は市場及び法域ごとにスケジュールが異なる可能性が高いため、具体的な終了日を明確にすることは困難であるとされている。

したがって、次のいずれか早い方の時点で将来に向かって本基準書による例外規定の適用を終了しなければならないとしている。

① 金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくヘッジ対象又はヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期及び金額に関して存在しなくなったとき

② ヘッジ対象又はヘッジ手段がその一部となっているヘッジ関係が終了したとき

なお、本基準書の「結論の根拠」において、「ある項目の構成要素をヘッジ対象に指定」に関する適用の終了は、上記②の場合のみとされている。これは、契約上明示されていないリスク要素は、その定義上、契約に明記されていないため、金利指標改革において必ずしも当該契約は変更されない可能性があり、適用の終了を契約の変更と結び付けるとIASBの意図が達成されないためだとされている。

また、2019年公開草案に対するコメントを受けて、項目グループをヘッジ対象としている場合や金融商品の組合せをヘッジ手段としている場合、上記①の金利指標から生じる不確実性

が存在しなくなったのかについて、グループ全体ではなく、グループの中の個々の項目又は金融商品ベースで評価することが明確化された。

#### (6) 発効日及び経過措置

企業は、本基準書による修正を 2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用しなければならない。早期適用は認められる。また、これらの要求事項は、企業がこれらの要求事項を最初に適用する報告期間の期首時点で存在していたか又はその後に指定されたヘッジ関係、及び企業がこれらの要求事項を最初に適用する報告期間の期首時点で存在していたキャッシュ・フロー剰余金の累計額に対して遡及適用しなければならないとされている。

#### (7) 開示

本基準書では、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を修正して、金利指標改革から生じる不確実性に関して、上記(1)から(5)に示した IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号の例外を適用するヘッジ関係について、企業は次の項目を開示しなければ

ならないとしている。

- ① 企業のヘッジ関係が晒されている重要な金利指標
- ② 企業が管理しているリスク・エクスポージャーのうち、金利指標改革の影響を直接受けるものの範囲
- ③ 企業が代替的な指標金利への移行のプロセスをどのように管理しているのか
- ④ 企業がこれらの各例外を適用するにあたって行った重要な仮定又は判断の記述（例えば、どのような場合に、金利指標改革から生じる不確実性が、金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関してもはや存在していないのかに関する仮定又は判断）
- ⑤ 当該ヘッジ関係におけるヘッジ手段の名目金額

また、本基準書を最初に適用する報告期間において、企業は IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 28 項(f)で要求されている定量情報を表示することを要求されないとしている。